

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 使用料金の減免	三朝町温泉配湯条例	第16条	請求書を受理した日から15日以内	建設水道課		(使用料金の減免) 第16条 町長は、特別な理由があると認めるときは、使用料金を減免することができる。			
2 町営住宅の入居者の決定	三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例	第8条第2項	請求書を受理した日から30日以内	建設水道課	町営住宅の入居者の決定は、三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の規定による。	(入居の申込み及び決定) 第8条 略 2 町長は、入居者を決定したときは、その旨を入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。	(入居者の選考) 第9条 町長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号に掲げる者のうちからその者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの町営住宅に入居することができるよう配慮し、入居者を選考する。 (1)～(6) 略 2 町長は、前項の規定により選考した者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。	3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。 4 町長は、第1項に規定する者のうち次に掲げるものについては、前2項の規定にかかわらず、町長が指定した町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1)～(12) 略	
3 入居補欠者の決定	三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例	第8条	請求書を受理した日から30日以内	建設水道課	町営住宅の入居補欠者の決定は、三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の規定による。	(入居補欠者) 第10条 町長は、前条の規定に基づいて、入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。 2 町長は、入居決定者が町営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。この場合においては、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。	(同居の承認) 第12条 入居者は、入居時に同居を認められた親族以外の者(入居後出生した子を除く。)を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。 2 町長は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第10条で定めるところにより、前項の承認をすることができる。		
4 入居承継の承認	三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例	第13条	請求書を受理した日から30日以内	建設水道課	入居の承継の承認にあたっては、公営住宅法施行規則第11条第1項の規定に該当することを基準とする。	(入居の承継の承認) 第13条 入居者が死亡し、又は退居した場合において、その死亡時又は退居時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならない。 2 町長は、省令第11条で定めるところにより、前項の承認をすることができる。			

5	家賃等の減免又は徴収猶予	三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例	第18条	請求書を受理した日から15日以内	建設水道課	家賃等の減免又は徴収猶予については、三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第14条から第16条までの規定を基準とする。	(家賃等の減免又は徴収猶予) 第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則で定める基準により当該家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予をすることができる。 (1) 入居者又は同居者(以下「入居者等」という。)の収入が著しく低額となっているとき。 (2) 入居者等が疾病にかかったとき。 (3) 入居者等が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があるとき。			
6	住宅の増築等	三朝町営住宅の設置及び管理に関する条例	第24条	請求書を受理した日から15日以内	建設水道課		(住宅の増築等) 第24条 入居者は、町営住宅を模様替え又は増築、敷地内の形状変更等をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において町長の承認を得たときは、この限りではない。 2 町長は、前項ただし書の承認を行う場合においては、入居者が当該住宅を明け渡す際に、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。			
7	特定公共賃貸住宅の入居者の決定	三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例	第7条	請求書を受理した日から30日以内	建設水道課	特定公共賃貸住宅の入居者の決定は、三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第6条の規定による。	(入居の申込み及び決定) 第7条 前条に規定する入居者の資格を有する者で、賃貸住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。			
8	入居補欠者の決定	三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例	第9条	請求書を受理した日から30日以内	建設水道課	特定公共賃貸住宅の入居補欠者の決定は、三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第6条の規定による。	(入居補欠者) 第9条 町長は、前条の規定に基づいて入居者を選定する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。 2 町長は、入居決定者が賃貸住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。			

9	住宅の増築等	三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例	第20条	請求書を受理した日から15日以内	建設水道課	(住宅の増築等) 第20条 入居者は、賃貸住宅を模様替え又は増築、敷地内の形状変更等をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。 2 町長は、前項ただし書の承認を行う場合においては、入居者が当該賃貸住宅を明け渡す際に、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。				
10	家賃等の減免又は徴収猶予	三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例	第13条	請求書を受理した日から15日以内	建設水道課	家賃等の減免又は徴収猶予については、三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項の規定による。	(家賃の減免又は徴収猶予等) 第13条 町長は、特別の事情がある場合においては、規則で定めるところにより、当該家賃の減免若しくは徴収猶予又は敷金の徴収猶予をすることができる。			
11	道路の占用許可	道路法	第32条第1項	請求書を受理した日から15日以内	建設水道課	道路の占用許可は、道路法第33条の規定に該当することを基準とする。	(道路の占用の許可) 第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 一～七 略			
12	道路の占用許可の変更	道路法	第32条第3項	請求書を受理した日から15日以内	建設水道課	道路の占用許可の事項の変更は、道路法第33条の規定に該当することを基準とする。	第三十二条 3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。	(道路の占用の許可基準) 第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合には、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。	2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 一～三 略	

13	道路に関する工事 又は道路の維持	道路法	第24条	請求書を受理 した日から15 日以内	建設水 道課	(道路管理者以外の者の行う工 事) 第二十四条 道路管理者以外 の者は、第十二条、第十三条 第三項、第十七条第四項若し くは第六項又は第十九条から第 二十二条の二までの規定によ る場合のほか、道路に関する工 事の設計及び実施計画につい て道路管理者の承認を受けて 道路に関する工事又は道路の 維持を行うことができる。た だし、道路の維持で政令で定め る軽易なものについては、道 路管理者の承認を受けること を要しない。			
14	道路の占用料の減 免	三朝町道路占用料徴収 条例	第5条	請求書を受理 した日から15 日以内	建設水 道課	道路の占用料の減 免は、三朝町道路占 用料徴収条例第5条 の規定に該当するこ とを基準とする。 (1)～(5) 略	(占用料の減免) 第5条 町長は、道路の占用が 次の各号のいずれかに該当す る場合は、占用料を減免するこ とができる。 (1)～(5) 略		
15	配湯の許可	三朝町温泉配湯条例	第6条	請求書を受理 した日から15 日以内	建設水 道課	配湯の許可は、三朝 町温泉配湯条例第6 条第3項各号の規定 に該当しないことを基 準とする。	(配湯の許可) 第6条 前条の施設の代表者又 は管理者で配湯を受けようとし る者(以下「申請者」という。)は、 規則で定める申請書を町長に 提出し、その許可を受けなけれ ばならない。 ア～ウ 略 (1)～(4) 略	3 町長は、次の各号のい ずれかに該当するときは、 第1項の許可をしないこと ができる。 ア～ウ 略 (1)～(4) 略	
16	公共下水道施設築 造工事等承認	下水道法	第16条	請求書を受理 した日から15 日以内	建設水 道課	(公共下水道管理者以外の者 の行う工事等) 第十六条 公共下水道管理者 以外の者は、前二条の規定に よる場合のほか、公共下水道 管理者の承認を受けて、公共 下水道の施設に関する工事又 は公共下水道の施設の維持を 行うことができる。ただし、公 共下水道の施設の維持で政令 で定める軽微なものについては、 承認を受けることを要しない。			
17	行為の制限等の許 可	下水道法	第24条第1 項	請求書を受理 した日から15 日以内	建設水 道課	(行為の制限等) 第二十四条 次に掲げる行為 (政令で定める軽微な行為を除 く。)をしようとする者は、条例 で定めるところにより、公共下 水道管理者の許可を受けなけれ ばならない。許可を受けた事項 の変更(条例で定める軽微な変 更を除く。)をしようとするとき も、同様とする。 一～三 略	三朝町公共下水道条例 (行為の許可) 第23条 法第24条第1項の 許可を受けようとする者 は、申請書に次の各号に 掲げる図面を添付して、町 長に提出しなければならない。 許可を受けた事項の 変更をしようとするときも、 同様とする。	(許可を要しない軽微な 変更) 第24条 法第24条第1 項の条例で定める軽微 な変更は、公共下水道 の施設の機能を妨げ、 又はその施設を損傷す るおそれのない物件の 同項の許可を受けて設 けた物件(地上に存す る部分に限る。)に対す る添加であって、同項 の許可を受けた者が当 該施設又は工作物そ の他の物件を設ける目 的に付随して行うもの とする。	

18	使用料の減免	三朝町公共下水道条例	第22条の8	請求書を受理した日から15日以内	建設水道課		(使用料の減免) 第22条の8 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
----	--------	------------	--------	------------------	-------	--	--	--	--	--